

第2章 交通バリアフリー法

2 - 1 法律制定の背景

平成12年5月17日に公布、同年11月15日に施行された交通バリアフリー法（「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」）は、急速な高齢化の進展や、障害者が障害のない者と同等に生活し、活動する社会を目指すノーマライゼーションの理念に基づき制定されたものである。

高齢者、身体障害者等が自立した日常生活や社会生活を営むことが出来る環境を整備するためには、鉄道やバスをはじめとする公共交通機関を利用した移動の果たす役割が極めて大きく、また、その周辺地域についてもバリアフリー化の措置を講ずる必要性が重要となってくる。

しかしながら、国および地方公共団体においては財政事業が厳しいこと、公共交通事業者等においては投資余力に限りがあること、費用に見合う増収が確保されないことなどから、このような措置が十分にとられているとは言えない現状にある。また、鉄道駅等からの徒歩による移動の経路についても、複数の公共交通事業者や道路管理者、都道府県公安委員会から自由通路等を管理する市町村に至るまで関係者が多岐にわたっているため、各々の取組みを統合的に推進することは困難であった。

このような状況を踏まえ、バリアフリー化を促進するための各般の施策を総合的に講じるため、本法が制定されたものである。

2 - 2 法律の概要

2 - 2 - 1 目的

高齢者、身体障害者、あるいは妊産婦などの一時的移動困難者における公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上を促進するため、以下の措置を講ずることを目的とする。

- ・ 駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナル、あるいは鉄道車両バス、旅客船、航空機などのバリアフリー化を促進する。
- ・ 駅などの旅客施設を中心とした一定の地区（徒歩圏（500m～1km））において、市町村が作成する基本構想に基づいて、旅客施設、周辺の道路、駅前広場、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進する。

2 - 2 - 2 内容

（1）基本方針の作成

主務大臣は、バリアフリー施策を総合的かつ計画的に推進するための「基本方針」を作成する。

（2）公共交通事業者に対するバリアフリー基準適合義務

公共交通事業者に対し、駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナルを大規模に改造もしくは新しく建設する場合、あるいは鉄道車両、バス、旅客船、航空機などを新しく導入する場合に「バリアフリー基準（移動円滑化基準）」への適合を義務づける。

（3）市町村の主導による地域のバリアフリー施策の推進

・ 市町村による基本構想の作成

市町村は、上述の基本方針に基づき、一定規模の駅などの旅客施設（「特定旅客施設」）を中心とした地区（「重点整備地区」）について、駅などの旅客施設、周辺の道路、駅前広場、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、当該重点整備地区におけるバリアフリー化のための方針、実施する事業等を内容とする「基本構想」を作成することができる。

・ 基本構想に基づく事業の実施

作成された基本構想に基づき、公共交通事業者、道路管理者及び都道府

県公安委員会は、それぞれ具体的な事業計画を作成し、バリアフリー化のための事業を実施する。

なお、道路管理者が計画・実施する事業（道路特定事業）および公安委員会が計画・実施する事業（交通安全特定事業）については、それぞれ、主務省令で定める移動円滑化基準に適合されなければならない。

- ・ バリアフリー化に関する情報の提供

安心して公共交通機関が利用できるよう、駅施設などのバリアフリー化の状況についての情報を提供する。

2 - 3 基本構想

2 - 3 - 1 基本構想作成の趣旨

地域の実情に応じて、旅客施設とその周辺の道路、駅前広場等について整合性をとりつつ、重点的かつ一体的にバリアフリー化を進めるため、市町村が基本方針に基づき、特定旅客施設を中心とする重点整備地区について基本構想を作成するものである。

2 - 3 - 2 基本構想の具体的内容

基本構想については、作成主体である市町村が、住民の福祉を増進する主体として、高齢者、身体障害者等当事者の意見を十分に聴取した上で、適切な内容のものを作成するものである。

なお、具体的な記載事項は、以下のとおりである。

重点整備地区におけるバリアフリー化に関する基本的な方針

基本構想を作成する背景及び目的等基本的な考え方、基本構想の目標年次等。

重点整備地区の位置および区域

重点整備地区の中心となる駅等と周辺の状況等当該地区の位置付け、官公庁施設、福祉施設等の分布等を踏まえた重点整備地区の具体的線引き等。

バリアフリー化のために実施すべき特定事業等に関する事項

駅ホームから駅改札、駅前広場を経て公共施設等に至る経路（「特定経路」）におけるバリアフリー化など、特定事業等を実施すべき移動経路やその事業の類型に関する事項等。

上記の事業と併せて実施する市街地開発事業に関しバリアフリー化のために考慮すべき事項等

- ・ 上記の事業と併せて実施する土地区画整理事業等の市街地開発事業に関し、歩道や駅ホームの拡幅のために必要な用地を確保すべきこと等のバリアフリー化のために考慮すべき事項。
- ・ バリアフリー化のための各種事業の一体的推進のための関係者の連絡・協議体制の整備のあり方。
- ・ 公的助成等の支援措置のあり方。

資料： 交通バリアフリー政策研究会「交通バリアフリー法の解説」平成12年2月
国土交通省・警察庁・総務省「安心して移動できる社会を目指して～交通バリアフリー法の解説～」(国土交通省ホームページ)

【補足】法律の要旨

- (1) 主務大臣は、バリアフリー化の意義・目標、公共交通事業者等が講ずべき措置に関する基本的事項、市町村が作成する基本構想の指針等を内容とする基本方針を定める。
- (2) 公共交通事業者等は、旅客施設の新設・大改良および車両の新規導入を実施する場合に、主務省令で定める移動円滑化基準への適合を義務付けるとともに、既設の旅客施設および車両については同基準への適合を努力義務化する。
- (3) 市町村は、相当数の旅客数が利用する駅等を中心とした重点整備地区について、基本方針に基づき、移動円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進を図るため、基本構想を作成する。

なお、その場合には、関係する公共交通事業者等、道路管理者および都道府県公安委員会に協議するとともに、それら関係者は基本構想の作成に協力するよう努めなければならない。
- (4) 基本構想が作成されたときは、それら関係者は、これに即した事業について計画をそれぞれ作成し、これに基づいて当該事業を実施しなければならない。なお、公共交通事業者等が作成した当該計画のうち主務大臣の認定を受けたものに基づく事業については、地方公共団体がこれに助成を行う場合に地方債の特例措置を講ずる。
- (5) 公共交通事業者等によるバリアフリー化のための事業の状況に関する情報の収集、提供等の業務を、主務大臣が指定する法人に行わせることとする。これにより、高齢者、身体障害者等が公共交通機関に係るバリアフリー化の状況について総合的な情報を得られるようにする。
- (6) ハード面の措置だけでなく、国民の協力と理解が必要不可欠であるため、運輸施設整備事業団による補助制度の創設等所要の規定を設けるほか、国は広報活動等を通じて国民の理解を深めるよう努め、地方公共団体はこれに準じた施策を行うよう努めなければならないこととし、一方、国民は高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した円滑な移動を確保するために協力するよう努めなければならない。



図 2-3-1 交通バリアフリー法による整備イメージ

基本構想策定による
各種事業の実施

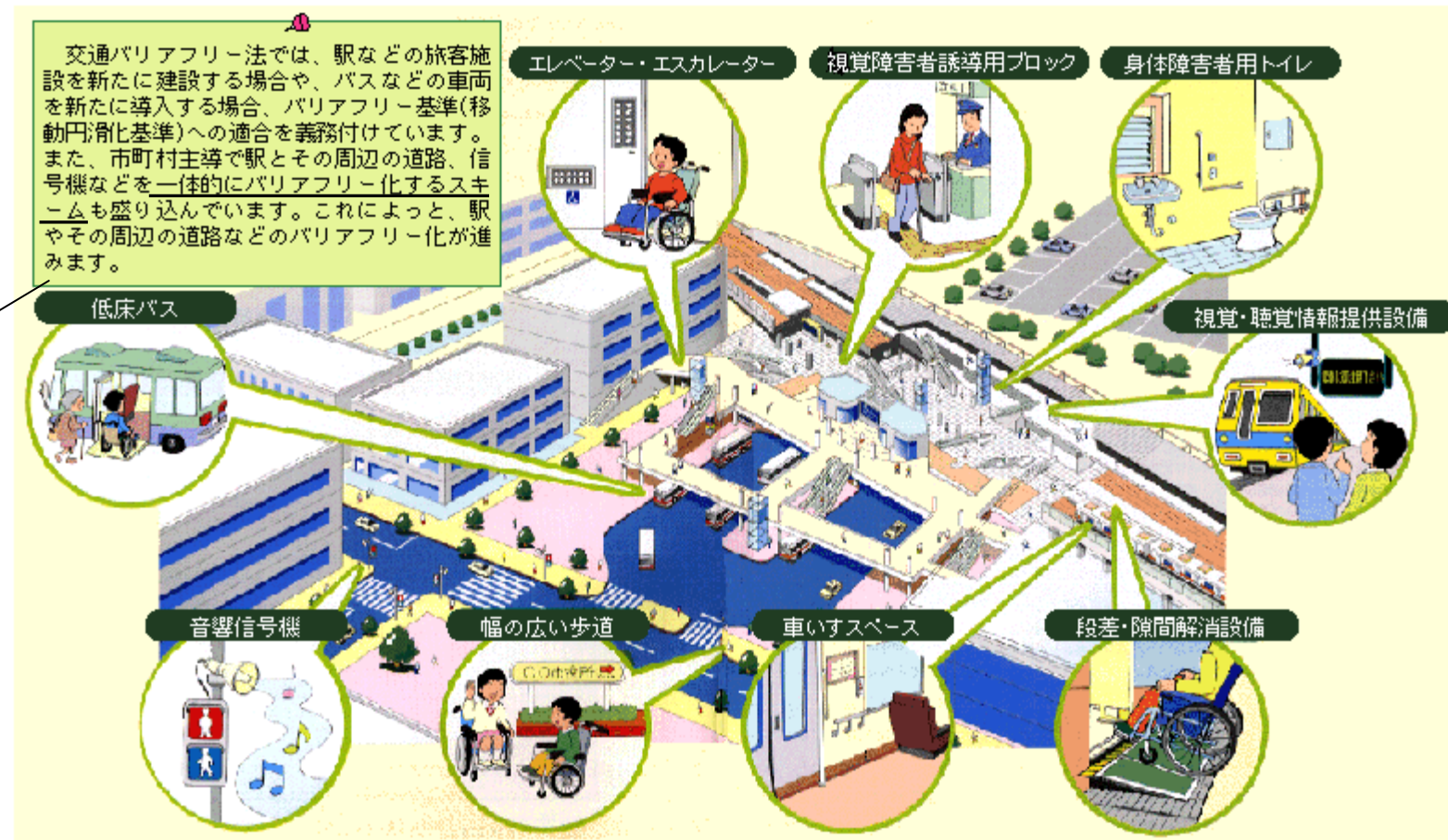


図 2-3-2 重点整備地区と特定経路

(資料：国土交通省「国土交通白書」平成 13 年度)